

令和元年(2019年)8月23日 (金曜日)

三島・虚偽公文書作成事案

市、上層部指示認める

違法性は否定

三島市は23日、市民会の規定が不明瞭なことから「違法となる根拠は見当たらない」と認めた。市職員の虚偽公文書作成事案について、調査結果を公表して、調査結果を公表した。補助金交付に必要な審査会を開いていないのに「実施した」とどこに公文書に記載した行為について、「上層部の職員が指示した」と認めた。一方、審査会

の規定が不明瞭なことから「違法となる根拠は見当たらない」と認めた。同事案は2016年、地域ブランド推進協議会が市に申請した補助金の妥当性を調べる審査会を開いていないにもかかわらず、開いたと記載した虚偽の稟議(りんぎ)書を職員が作成したとされる。審査会は協議会の一部委員で構成していたため「協議会で合意すれば審査会を開いたとみなされる」というのが当時の市の見解だったが、内部調査委員会は「妥当とは言えない」と判断した。

当初、稟議書を作成した職員は「協議会で了承を得た」と記述していたが、上司から規約に合わせて「審査会を実施した」と書き換えるよう指示された。当時の産業振興部長と地域活性化戦略監(再任用職員)が主導したとされたが、2人は調査に対して「(指示したか)記憶がない」と答えたという。調査委員が聞き取りを行った関係職員の証言も食い違